

精神科医療機関における市民主導型人権保障活動の発足過程**－ 認定 NPO 大阪精神医療人権センターの事例調査 －**

大阪人間科学大学 吉池 毅志 (8051)

〔キーワード〕 精神科医療、人権保障、市民運動

1. 研究目的

わが国における精神科医療関連法の改正や精神科病院の変化は、病院不祥事事件に対する市民運動による影響が少なくない。密室性により患者の声が外部に届きにくい精神科医療現場において、市民運動が果たすアドボカシーの役割と効果を明らかにすることが期待されている。本調査研究は、精神科病院を対象とした市民主導型人権保障活動の展開について、全国的な活動史を明らかにするものであり、各地の実践を比較調査し、その発足過程の解明を目指している。今回の研究報告では大阪における活動に焦点を当て、多様な市民運動の中から人々が連帯して市民団体となっていった発足過程を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

精神科医療分野における市民運動に関して研究された先行研究は乏しい。市民運動に携わる人々が残した機関紙（精神医療人権センター会報、家族会会報、その他各会報・記念誌など）、関連領域の雑誌（「精神医療」誌、「福祉労働」、病院の記念誌など）、および精神科医師による文献や日本弁護士連合会による資料等をもとに、精神科医療における人権保障の視点から市民運動史を整理し、年表を作成した。加えて、史実確認による年表の検証とデータの追加を目的として、大阪精神医療人権センターの設立・活動に関与した主な人々（6名：精神科医1名、弁護士2名、当事者家族1名、当事者1名、新聞社記者1名）への半構造化面接法によるグループ・インタビュー調査を、2010年12月から2011年10月の間、計5回実施した（筆者は12年間運営に関与している）。また、追加調査が必要となった精神科ソーシャルワーカー2名に対しても、別途インタビュー調査を実施した。調査結果については、山下（2008）による研究手法を参考にし、資料分析とインタビューデータを分析し、発足過程における主たる要因を整理した。

3. 倫理的配慮

本研究において、既刊行資料および文献等の分析については、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守した。インタビュー調査についても同指針を遵守し、調査同意書の作成、研究成果公表時の同意等を徹底して報告する。

4. 研究結果**(1) 1964-1979 大阪精神医療人権センターの発足過程において伏線となる史実**

ライシャワー事件(1964)の発生は、「刑法改正」の動きを急速に推進し、法制審議会は「保安処分」施設案を示した(1968)。一方、精神科病院においては患者虐待死亡事件などの不祥事事件が多発しており、WHOによるクラーク博士の派遣と勧告(1967-68)を受け、日本

精神神経学会は病院事件への声明(1969)、「刑法改正」への否定声明(1970)を発表した。各地では精神科病院事件が相次ぎ、精神科医療従事者をはじめ、当事者・家族を含む市民らによって精神科病院の告発、「保安処分」への糾弾が活発化した。

(2) 1980-1984 大阪精神医療人権センターの発足過程

新宿西口バス放火事件(1980)報道を契機に「保安処分」推進論が高まり、「保安処分」阻止・反対運動も全国で展開した。海外の「保安処分」施設を視察した弁護士らが主となり、第二東京弁護士会人権擁護委員会に精神医療人権部会が設置された(1982)。「精神医療をよくする会(東京)」の医師・弁護士らの呼びかけにより、各地の弁護士会人権擁護委員会に人権救済の一斉申し立てがなされ(1983)、大阪では賛同した30名の弁護士による「精神医療と人権を考える弁護士の会大阪支部(以下、大阪支部)」が発足する(1983)。一方、大和川病院事件(1980)に対し、それまでの反「保安処分」運動で連帯していた大阪精神医療従事者連合(精従連)、新希望の会、七山病院を告発する会の三者は府へ抗議文を送付している(1980)。同時期、刑法学者らの刑法研究会(京都)では「保安処分」の議論に「精従連」の医師が招かれていた。後に「精従連」の医師は、「保安処分」の勉強会に「大阪支部」の弁護士らを招き(1983)、大阪では精神科医と弁護士の連携が図られるようになった。

(3) 1984-1985 大阪精神医療人権センターの設立

全国精神衛生実態調査への反対運動が各地で展開され、大阪では9団体が連帯していた(1984)。その数カ月後、宇都宮病院における患者虐待死亡事件が一斉報道された(1984)。精神医療人権部会の弁護士は同病院で面会拒否され、国際法律家委員会(ICJ)に働きかけた。ICJは日本政府総理へ委員会設置を求める書簡を送付し、調査団を派遣した(1985)。大阪では「大阪支部」の弁護士が調査団の対応にあっていた。大阪では同病院事件を機に、「精従連」から「共に『精神医療110番』をつくって人権救済しなければ」との「精神障害者救援連絡センター」構想が「大阪支部」の弁護士に語られ、懇談会を重ね、民間の任意団体として、多くの賛同団体を得て大阪精神医療人権センターが設立された(1985)。

5. 考察

- ①「保安処分」「精神科病院事件」に対し、精神科医を中心とした医療従事者グループと、当事者及び当事者家族を含む市民らにより、全国的な告発・糾弾運動の展開がなされた。しかし、精神障害者による事件発生と報道により「保安処分」の動きは加速し、精神科病院における不祥事事件が次々と発生する中で、市民運動は閉塞状況に直面していた。
- ②精神医療問題を危惧する弁護士が精神医療人権部会を設置し、精神科医・弁護士らが全国一斉人権救済申し立てを呼びかけたことが、精神科病院問題に各地の弁護士が関与する契機となった。大阪では弁護士と精神科医による「保安処分」学習会が連携の礎となった。
- ③宇都宮病院事件は、従来の精神科病院事件の数々の問題点を表出させた。問題の社会化は、市民運動の転機となった。社会的関心と人権問題の重大性は、各集団間の合意形成を促進し、国際機関への働きかけと共に、地域における民間人権救済機関の設立を推進した。